

## 行政の地理的範囲別・役割分担の現状 1（公共事業以外）

区分 実施主体	地域住民に身近なもの	市町村の区域を超えて 広域にわたるもの	より広域にわたるもの (全国的なもの)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消 防</li> <li>・小中学校、幼稚園</li> <li>・都市計画</li> <li>・保健（高齢者、母子）</li> <li>・福祉（高齢者、障害者）</li> <li>・国民健康保険・介護保険</li> <li>・保育所</li> <li>・一般廃棄物処理</li> </ul>		
道	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           〔政令市〕            ・児童相談所、母子相談員            ・保健（結核、精神、感染症）            〔政令市、中核市等〕            ・公害防止            〔保健所設置市〕            ・食品/公衆衛生            ・産業廃棄物処理            〔建築主事を置く市町〕            ・建築確認            〔市〕            ・生活保護         </div> <p>市町村の保健、福祉費用の一部負担（1/3～1/4）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警 察</li> <li>・高 校</li> <li>・都市計画</li> <li>〔市街化区域及び市街化調整区域、大規模な都市施設等〕</li> <li>・保健福祉医療圏の設定</li> <li>・商工業振興対策</li> <li>・農畜産物生産計画等の策定</li> <li>・農林水産業普及員等の設置</li> <li>・農協、漁協等の法人の認可</li> <li>・保安林の指定</li> <li>〔重要流域1～3号(水源かん養、土砂崩壊・流出防止)以外〕</li> <li>・漁業の許可（沿岸/沖合漁業）</li> </ul>	
国	<p>道、市町村の保健、福祉費用の一部負担（3/4～1/3）</p> <p>小中学校教職員給与費の一部負担（1/2）</p>	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源開発</li> <li>・金 融</li> <li>・運 輸</li> <li>・職業安定</li> <li>・大 学</li> <li>・農地転用</li> <li>・保安林の指定（重要流域1～3号）</li> <li>・商工業振興対策</li> </ul> <p>本道の区域内に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外 交 ・国 防</li> <li>・年 金 ・健康保険</li> <li>・電源開発</li> <li>・金 融</li> <li>・運 輸</li> <li>・職業安定</li> <li>・大 学</li> <li>・農地転用</li> <li>・保安林の指定（重要流域1～3号）</li> <li>・商工業振興対策</li> <li>・農畜産物の生産調整、価格調整、輸入調整等</li> <li>・都道府県の区域を超える農協、漁協等の法人の認可</li> <li>・漁業の許可（沖合/遠洋漁業）</li> </ul> <p>府県の区域をまたがるもの</p>

事務/役割は例示である

行政の地理的範囲別・役割分担の現状 2 (公共事業)

区分 実施主体	地域住民に身近なもの	市町村の区域を超えて 広域にわたるもの	より広域にわたるもの (全国的なもの)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(市町村道)</li> <li>・河川(準用河川)</li> <li>・公営住宅</li> <li>・都市公園</li> <li>・下水道</li> <li>・団体営土地改良 (土地改良区)</li> <li>・林道、造林 (森林組合を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の管理 (地方港湾) (他府県では府県管理が多い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の管理 (特定重要港湾) (重要港湾) (他府県では府県管理が多い)</li> <li>・空港(2種B空港) (設置者は国)</li> </ul>
道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道営住宅 (市町村の補完)</li> <li>・漁港(1種漁港) (他府県では市町村管理が多い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(道道)</li> <li>・河川(1級河川(指定区間))</li> <li>・河川(2級河川)</li> <li>・砂防・海岸</li> <li>・空港(3種空港)</li> <li>・道立都市公園</li> <li>・流域下水道、特定公共下水道</li> <li>・道営土地改良</li> <li>・漁場整備</li> <li>・漁港(2種漁港) (他府県では市町村管理が多い)</li> <li>・治山</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港の管理 (3種漁港、4種漁港)</li> </ul>
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防・海岸・治山</li> <li>・国営都市公園</li> <li>・国営土地改良 (大規模、難工事のもの等)</li> </ul> <p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(国道) (指定区間)</li> <li>・河川(1級河川) (指定区間外)</li> </ul> <p>本道の区域内に係るもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>--- 北海道の特例 ---</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道(全線)</li> <li>・道道の一部(開発道路)</li> <li>・2級河川の一部</li> <li>・港湾の整備(地方港湾)</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(国道) (指定区間)</li> <li>・河川(1級河川) (指定区間外)</li> </ul> <p>府県の区域をまたがるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港 (1種空港、2種A空港)</li> <li>・港湾の整備 (特定重要港湾、重要港湾)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>--- 北海道の特例 ---</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港の整備 (3種漁港、4種漁港)</li> </ul> </div>

事務/役割は例示

## 地方への税源移譲と水平的(自治体間)財政調整についての試算

## 1 地域が経済的に自立するとした場合

国税を地方の収入とする代わりに、国から交付されている地方交付税、国庫支出金を返上するとした場合、本道地域は約1兆2千億の財政資金が不足する計算となる。

〔地域別国税収入額と地方交付税・国庫支出金収入額の比較(H9)〕

(単位 億円)

区 分	国税収入額 A		地方交付税収入額 B		国庫支出金収入額 C		差 引 A - ( B + C )
		構成比		構成比		構成比	
北 海 道	14,977	2.7	16,416	9.6	10,249	7.2	11,688
東 北 6 県	24,243	4.4	25,146	14.7	14,722	10.3	15,625
関 東 7 県	257,956	46.5	17,654	10.3	27,939	19.6	212,363
北 陸 4 県	17,188	3.1	12,216	7.1	8,670	6.1	3,698
中 部 6 県	70,524	12.7	17,150	10.0	16,284	11.4	37,090
近畿6府県	98,768	17.8	19,021	11.1	22,835	16.0	56,912
中国5県	25,180	4.5	16,835	9.8	11,077	7.8	2,732
四 国 4 県	11,726	2.1	11,628	6.8	6,383	4.5	6,285
九 州 8 県	34,196	6.2	35,210	20.6	24,405	17.1	25,419
合 計	554,758	100.0	171,276	100.0	142,564	100.0	240,918

国税のうち法人税や消費税が本社所在地で納付されており、これを地域単位に収納するとしても、本道地域では約9千億の財政資金が不足する。

〔 試 算 〕

法人税、消費税の収入額を、都道府県間の分割(精算)基準がある法人事業税、地方消費税のシェアで置き換えてみた場合の影響額

(単位 億円)

区 分	〔 試 算 〕 法人税地域別 収納増減額 D	〔 試 算 〕 消費税地域別 収納増減額 E	国税収入額(試算後)		交 付 税 等 との差 F - ( B + C )
			( A + D + E ) F	伸び率 A / F	
北 海 道	1,280	1,147	17,404	116.2	9,261
東 北 6 県	3,440	1,899	29,582	122.0	10,286
関 東 7 県	17,180	8,053	232,723	90.2	187,130
北 陸 4 県	2,181	666	20,035	116.6	851
中 部 6 県	6,768	2,042	79,334	112.5	45,901
近畿6府県	2,141	3,613	93,014	94.2	51,158
中国5県	2,071	1,495	28,746	114.2	835
四 国 4 県	784	850	13,360	113.9	4,651
九 州 8 県	2,797	3,567	40,560	118.6	19,056
合 計	0	0	554,758	100.0	240,918

\* 地方交付税、国庫支出金収入額は、都道府県 + 市町村

## 2 地方への税源移譲の試算

現行6：4で配分されている国税：地方税を、地方交付税17兆円余（H9）相当額の税源を地方に移譲し、税源配分を4：6にすることとした場合

（単位 億円）

区 分	国 税	地 方 税	計
H9収入額	554,758 (60.5%)	361,555 (39.5%)	916,313 (100.0%)
所得課税	所得税 205,289	住民税（所得割） 98,158	
消費課税	消費税 113,812	地方消費税 8,070	
税源移譲	地方へ -----> 171,276 〔 ・ 所得税の10%分 121,579 ・ 消費税から 49,697 〕		
移 譲 後	383,482 (41.9%)	532,831 (58.1%)	916,313 (100.0%)

### 【所得税の移譲】

#### 所得税の税率（H9）

課税所得金額	税率
330万円以下の額	10%
900万円以下の額	20%
1800万円以下の額	30%
3000万円以下の額	40%
3000万円を超える額	50%

#### 住民税（所得割）の税率（H9）

課税所得金額	標準税率		
	都道府県	市町村	計
200万円以下の額	2%	3%	5%
700万円以下の額	2%	8%	10%
700万円を超える額	3%	12%	15%

所得税の税率10%を住民税に移行させるものとする。

移譲額は、自治省「平成9年度市町村課税状況等の調」中の所得割額の課税標準額（課税所得金額）の計に移譲税率10%を乗じて算出するものとする。

地域別には各都府県から提供を受けた課税標準額のデータによる。

### 【消費税の移譲】

移譲額は試算上、所得税移譲額と交付税総額との差額とする。

地域別移譲額は、地方消費税（精算後）のシェアによるものとする。

試算の結果、関東、中部、近畿地域では移譲額が交付税額を超えて余裕財源が生じる一方、その他の地域では、移譲額が交付税額を約6兆5千億下回るという結果となっている。

## 〔 移譲額の試算と交付税配分額との比較 〕

(単位 億円)

区 分	〔 試 算 〕 所得税10% 移譲額 A	〔 試 算 〕 消 費 税 移 譲 額 B	地方税額(移譲後)		地方交付税 D	移譲額の交付 税額との比較 (A + B) - D
			C	伸び率		
北 海 道	4,525	1,938	19,510	149.5	16,416	9,953
東 北 6 県	7,141	3,032	31,912	146.8	25,146	14,973
関 東 7 県	47,458	19,779	203,829	149.2	17,654	49,583
北 陸 4 県	4,897	1,988	22,097	145.3	12,216	5,331
中 部 6 県	17,539	6,858	79,188	144.5	17,150	7,247
近畿6府県	20,420	7,256	89,630	144.7	19,021	8,655
中国5県	6,573	2,733	28,663	148.1	16,835	7,529
四国4県	3,085	1,392	13,608	149.0	11,628	7,151
九州8県	9,941	4,721	44,394	149.3	35,210	20,548
合 計	121,579	49,697	532,831	147.4	171,276	0

{ + 65,485  
65,485

(参 考) 試算における市町村別の状況(道内)

市町村別には、財政力段階ごとに、移譲額が交付税額を超え余裕財源を生じる団体と、もともと税収が小さく、移譲額が交付税を大幅に下回る団体がある。

〔 税源移譲試算の市町村別状況(財政力段階別に6団体を抽出) 〕

(単位 百万円)

区 分	〔 試 算 〕 所得税10% 移譲額 A	〔 試 算 〕 消 費 税 移 譲 額 B	地方税額(移譲後)		地方交付税 D	移譲額の交付 税額との比較 (A + B) - D
			C	伸び率		
道	226,259	96,909	888,416	157.2	721,524	398,356
A 団 体	7,044	2,977	41,429	131.9	2,425	7,596
B 団 体	2,292	786	10,116	143.7	3,917	839
C 団 体	1,236	562	5,062	155.1	5,287	3,489
D 団 体	226	112	949	155.3	2,019	1,681
E 団 体	158	84	596	168.3	2,206	1,964
F 団 体	41	21	145	174.6	1,692	1,630

\* 所得税10%移譲は、道に5%、市町村に5%と想定。

\* 消費税移譲の道分は、市町村への交付金(1/2)交付後。

地方消費税交付金の市町村別配分額は、H9交付金額のシェアによる。

### 3 水平的（自治体間）財政調整

#### 【ドイツ連邦共和国の例】

##### (1) 税源配分（1996年度）

区 分	金額（10億DM）	円換算（1DM = 60円）	構成比（%）
共同税	555.0	333,000億円	69.9
連邦税	137.9	82,740億円	17.4
州 税	38.5	23,100億円	4.9
市町村税	62.0	37,200億円	7.8
合 計	793.4	476,040億円	100.0

##### ・共同税の税目と配分割合

税 目	金額(10億DM)	円換算	連 邦	州	市町村
所得税	288.3	172,980億	42.5%	42.5%	15.0%
法人税	29.5	17,700億	50.0%	50.0%	
売上税	237.2	142,320億	50.5%	49.5%	

##### ・政府主体別税目

区 分	税 目
連邦税	石油税、所得税付加税、法人税付加税、タバコ税等
州 税	自動車税、財産税、不動産取得税、相続税等
市町村税	営業税、不動産税、地域的消費税・支出税(狩猟税、飲料税等)

\* 共同税配分後の税源配分は、連邦49.8%、州37.0%、市町村13.2%となっている。

##### (2) 州間財政調整制度

調整額測定値 < 財政力測定値 の州は、調整分担金を負担

調整額測定値 > 財政力測定値 の州は、調整分担金を受け取る

・ 調整額測定値 = 連邦1人当たり税収 × 人口（人口密度の高い地域の人口に補正あり）

・ 財政力測定値 = 州の税収 - 港湾費用 + 市町村税収の50%

\* 港湾費用を除けば、個々の州の財政需要を特に考慮していない。

\* 市町村の税収の半額を算入するのは、州が市町村の財源保障の責任を負っているため（半額としたのは財政力の強い州と弱い州の妥協）

##### （分担金額の算出）

・ 負担州 財政力測定値が、調整額測定値の  
 100%を超え101%以下の部分 の 15%  
 101%を超え110%以下の部分 の 66%  
 110%を超える部分 の 80% を負担

- ・受取州 財政力測定値が、調整額測定値の  
92%未満の部分 の100%を受取る  
92%以上100%未満の部分 の37.5%を受取る  
(最低、調整額測定値の95%が保障される)

(調整額の規模(1995年))

州別負担( )及び受取額 (単位 百万DM (円換算 億円 1DM=60円))

州名	調整額	州名	調整額
ノルライン・バーストファーレン	3,442(2,065)	チューリッゲン(旧東)	1,017( 612)
バイエルン	2,533(1,520)	ブランデンブルグ(旧東)	865( 519)
バーデン・ビュルテンブルグ	2,804(1,682)	メクレンブルグ・フォアポメルン (旧東)	771( 463)
ニーダーザクセン	451( 271)	ザールラント	180( 108)
ヘッセン	2,154(1,292)	ハメルン	4,209(2,525)
ザクセン(旧東)	1,783(1,070)	ハンブルグ	118( 71)
ラインラント・プファルツ	229( 137)	ブレーメン	562( 337)
ザクセン・アンハルト(旧東)	1,123( 674)		
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	142( 85)		

【水平的財政調整の試算】

2で試みた税源移譲後の地方税額について、全国1人当たり税収額の平均と各地域の税収額の差を、ドイツの例に従い、地域間で調整するとした場合、人口が多い首都圏等からあまり拠出額が出ず、人口の少ない地方にあまり受取額が出ない結果となっている。

〔課税力の全国平均との差を調整する方式による試算〕

(単位 億円)

区分	地方税額 (税源移譲 想定ベース) A	移譲額の交付 税額との比較 B	全国1人当たり		水平調整額 ( は拠出) D	水平調整後額	
			税収額× 人口 C	比較 A/C %		A + D E	比較 E/C %
北海道	19,510	9,953	24,126	80.9	3,409	22,920	95.0
東北6県	31,912	14,973	41,668	76.6	7,673	39,584	95.0
関東7県	203,829	49,583	167,906	121.4	28,520	175,309	104.4
北陸4県	22,097	5,331	23,831	92.7	650	22,747	95.5
中部6県	79,188	7,247	74,907	105.7	2,730	76,458	102.1
近畿6府県	89,630	8,655	87,470	102.5	1,094	88,536	101.2
中国5県	28,663	7,529	32,894	87.1	2,586	31,249	95.0
四国4県	13,608	7,151	17,695	76.9	3,203	16,810	95.0
九州8県	44,394	20,548	62,334	71.2	14,823	59,218	95.0
合計	532,831	0	532,831	100.0	0	532,831	100.0

全国1人当たり税収額 423.3千円

\* 簡略化のため、港湾費用、人口密度の高い地域の人口補正は考慮していない。

\* 税収は都道府県+市町村(全額)としている。

〔比較〕垂直的財政調整制度～地方交付税の配分方法

地方交付税

普通交付税（94％）＝ 各地方団体ごとの基準財政需要額－基準財政収入額  
の財源不足額に対して交付  
特別交付税（6％）＝ 災害等の特別な財政需要に対し交付

【基準財政需要額】

当該団体の測定単位の数値 × 単位費用 × 当該団体の補正係数

平成12年度単位費用（道府県分）（円）

区 分			単位費用	
一	警察費	警察職員数	經常 10,596,000	
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積	經常 248,000	
		道路の延長	投資 6,448,000	
	2 河川費	河川の延長	經常	142,000
			投資	792,000
	3 港湾費	港 湾	係留施設の延長	經常 35,700
			外郭施設の延長	投資 8,940
		漁 港	係留施設の延長	經常 35,700
			外郭施設の延長	投資 6,310
	4 その他の土木費	人 口	經常	1,420
			投資	2,530
三 教 育 費	1 小学校費	教職員数	經常 5,301,000	
	2 中学校費	教職員数	經常 5,166,000	
	3 高等学校費	教職員数	經常 7,884,000	
		生徒数	經常 71,500	
	4 特殊教育諸学校費	教職員数	經常	5,423,000
			児童・生徒数	經常 276,000
		学級数	經常	1,297,000
			投資	1,670,000
	5 その他の教育費	人口	經常	2,240
		公立大学等学生数	經常	374,000
私立学校生徒数		經常	215,900	
四 厚 生 労 働 費	1 生活保護費	町村部人口	經常 5,300	
	2 社会福祉費	人口	經常	6,560
			投資	477
	3 衛生費	人口	經常	5,730
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	經常	42,100
			投資	3,940
	70歳以上人口	經常	39,500	
5 労働費		人口	經常 761	

(円)

区 分			単位費用
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農家数	経常 99,800
		耕地の面積	投資 88,200
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積	経常 4,340
		公有林野の面積	経常 11,100
		林野の面積	投資 9,310
3 水産行政費	水産業者数	経常 228,000	
		投資 66,600	
4 商工行政費	人口	経常 2,800	
六 そ の 他 の 行 政 費	1 企画振興費	人口	経常 2,030
			投資 1,180
	2 徴税費	世帯数	経常 9,250
	3 恩給費	恩給受給権者数	経常 1,426,000
	4 その他の諸費	人口	経常 5,040
投資 4,070			
面積		投資 1,236,000	
七 公 債 費	1 災害復旧費		950
	2 補正予算債 償還費	平成10年度以前起債許可に係るもの	800
		平成11年度許可債に係るもの	12
	3 地方税減収補てん債償還費		70
	4 地域財政特例交付債償還費		74
	5 臨時財政特例債償還費		87
	6 公共事業等臨時特例債償還費		149
	7 財源対策債償還費		97
	8 減収補てん債償還費		41
	9 臨時税収補てん債償還費		21
	10 地域改善対策特定事業債等償還費		800
	11 公害防止事業債償還費		500
	12 石油コンビナート等債償還費		500
	13 地震対策緊急整備事業債償還費		500
	14 被災者生活再建債償還費		800
15 災害復興等債利子支払費		950	
八	農林漁村地域活性化 対策費	農業、林業及び漁業の従事者者	2,920

(単位費用 市町村分 略)

## 補正係数の種類

区 分	内 容
種別補正	測定単位のうち種別のあるものについて、種別ごとの費用の差を算定 (例) 高等学校費の普通科、工業科、定時制等の差
段階補正	測定単位の数値の大小による行政経費の増減(スケールメリット)の算定 (例) その他の諸費の人口規模による段階ごとの経費の差

区 分	内 容
密度補正	人口密度等の大小に応じた行政経費の増減の算定 特定の経費の多少を「密度」として補正 (例)人口で測定する社会福祉費の中の保育所運営費を 「入所人員数密度」により補正
態様補正	普通態様補正 ア 行政質量差 都市化、隔遠、農林業地域の度合いに応じた補正 イ 行政権能差 保育所設置市とその他の市の差など 経常態様補正 小中学校教職員の平均年齢の差による給与額の差など 投資態様補正 ア 投資補正 客観的数値をもとに投資的経費の必要度を測定し、 財政需要に反映 (例)道路橋りょう費の未整備延長比率等 イ 事業費補正 公共事業の地方負担額等、実際の投資的経費の財政 需要を反映 ・当該年度の地方負担額を算入するもの ・地方債の元利償還金を算入するもの
寒冷補正	寒冷・積雪地域の増加経費を算定 ・給与差(寒冷地手当の差) ・寒冷度(暖房費の差) ・積雪度(除雪経費の差)
数値急増 急減補正	人口等の急増、急減による特別財政需要、経費割高等の反映
合併補正	(合併した市町村に適用される) 合併にともなって必要となる経費を割増算入
財 政 力 補 正	地方債の元利償還金を算入する際に、その団体の税収入に対 する比率が大きい団体ほど算入率を引き上げる。 (例)災害復旧費の単独災害復旧事業債等

(平成12年度地方財政対策の普通交付税への算入(例))

項 目	内 容	算入の方法
発展基盤緊急整備事業 (ミレニアム事業)		
(経 常)	・新千年紀記念行事、電子手続化推進の研究 開発費等	単位費用
(投 資)	・発展基盤緊急整備事業債 情報ネットワーク整備、公共施設のバリア フリー化、廃棄物リサイクル施設等の整備	後年度、元利 償還費の50% を事業費補正

項 目	内 容	算入の方法
介護保険制度導入関連事業（経常）	・介護保険制度普及啓発、ケアマネージャー確保対策、事務体制の整備等	単位費用
教育情報化対策（経常）	・教育用コンピュータの整備、学校インターネットの接続	単位費用
地域活力創出プラン関連事業		
（経常）	・地域経済再生（農産物の生産・加工・販売の一貫事業化、ベンチャー企業の事業化、新商品の商品化等の支援）、人づくり事業等	単位費用
（投資）	・地域総合整備事業債等 貸し工場、農産物の集荷場、移住者のための住宅、NPO等の活動支援施設等の整備	後年度、元利償還費の30%～55%を事業費補正
国土保全対策		
（経常）	・国土保全の見地から農地、耕作放棄地、森林管理の充実、後継者対策の充実等	単位費用
（投資）	・地域総合整備事業債 国土保全対策を推進するため実施される農地の整備、景観保全施設の整備、森林の保全整備等	後年度、元利償還費の30%～55%を事業費補正
中心市街地活性化対策の推進		
（経常）	・中心市街地活性化のための計画作成、まちづくりのための人材養成	単位費用
（投資）	・地域総合整備事業債（中心市街地再活性化特別対策事業） 中心市街地の区域内で行われる集客力を高める施設、地域産業の振興に資する施設、街並み景観の向上に資する施設等の整備	後年度、元利償還費の30%～55%を事業費補正

#### 【基準財政収入額】

地方団体が収入する標準的な地方税等

都道府県においては80%の額、市町村においては75%の額を算定